

令和8年度

後期・特別聴講生募集要項



大月市立 大月短期大学

令和8年度 後期・特別聴講生募集要項

大月短期大学では、各種公開講座の開講などにより、市民の皆さまの生涯学習を支援しています。令和8年度におきましても、本学の授業の一部を公開する『特別聴講生制度』を4月から実施しています。後期に公開する授業科目及び申込み手続き等は次のとおりです。皆さんの受講をお待ちしております。

前期と後期、年2回募集を行っています。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 受講資格 | 授業を理解する能力を有すると認められる18歳以上の市内在住者または市内の事業所に勤務する者 |
| 2 | 申込期間 | 令和8年8月3日（月）～令和8年8月14日（金） |
| 3 | 申込手続 | 募集要項に綴り込んである所定の用紙に必要事項を記入し、短期大学事務局まで持参してください。（要印鑑）
<u>今年度前期受講者は、※印の付いた書類を省略できます。</u> |

提出書類

- | | | |
|---|--------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none">① 大月短期大学特別聴講生許可願② 大月短期大学特別聴講生申込書(学籍簿)
(用紙右上欄に写真縦3cm×横2.5cmを貼付)③※ 健康診断書 前年度・前々年度提出者を除く。但し65歳の属する年度以降毎年度
(人間ドック等1年以内に受診し、その写しが提出できれば、所定の健康診断書に代えることができます。)④ 職業に従事している者は事業所の責任者の承諾書⑤ (車を利用する場合)駐車許可申請書⑥※ 写真2枚
(1枚は、申込書に貼付、もう1枚は、聴講許可証の作成に使用しますので、申込書に貼付したものと同一のものを用意し、裏面に氏名を明記してください。) |
| 4 | 聴講許可証 | 聴講を許可した者には、聴講許可証を交付します。 |
| 5 | 修了証 | 定められた期間聴講し、修了が認められた者には、修了証を授与します。但し、単位の認定は致しません。 |
| 6 | 聴講料 | 無料（ただし、教材費及び実習費等、特に必要がある場合は実費を徴収することもあります。） |
| 7 | 施設等の利用 | 図書館など授業に関連した施設、備品等の利用ができます。 |
| 8 | 公開授業科目 | <ul style="list-style-type: none">・公開する授業科目は、別表のとおりです。・何科目でも受講できます。・授業の概要については、別添の「令和8年度開講科目の講義要目」を参考にしてください。 |

9 留意事項

- (1) 聴講許可証・学生証(特別聴講生用)は教授会で審議・決定後、最初の授業の際に事務局窓口でお渡ししますのでお立ち寄りください。
- (2) 担当講師の学会出張、入試の実施等大学行事のため、休講になる場合があります。L号館(木造校舎)1階の掲示版に掲示しますので、確認してください。大月短期大学ホームページ内の **学生の皆様 — 休講情報** でも確認できます。なお、交通機関の事故、病気等で講義当日に休講となる場合もありますのでご承知ください。
- (3) 教室の確認は時間割と施設案内図でご確認下さい。
- (4) 特別聴講生用の駐車場は、体育館前駐車場となります。(要事前申請)
- (5) 講義に関する伝達事項は、L号館1階の掲示版への掲示によって行いますので、注意してください。
- (6) 修了証は、山梨県教育委員会社会教育課が主催する「ことぶき勸学院」の選択必修課程の科目認定にも使用できます。
- (7) 学内Wi-Fiが使用できます。学生証と一緒にID・パスワードをお渡しします。なお、特別聴講生用の学内アカウントはございません。
- (8) ご提出いただいた個人情報、特別聴講生の募集・選考・受入れ・連絡等、学籍管理、学生証・修了証の発行及び本学からの各種案内のために使用し、法令及び本学の関係規程に基づき適切に管理します。また、法令に定める場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。

〒401-0012

大月市御太刀1丁目16番2号

大月市立大月短期大学

TEL 0554-22-5611

FAX 0554-22-5613